

8 申込事項の変更と現況調査

利用申込後、保育の必要性の事由や家庭の状況等に変更がある場合は、市へ手続きが必要です。手続き内容については、以下のとおりです。

変更内容	届出	添付書類・留意事項
① 住所変更（鹿屋市内の転居）	「教育・保育給付認定 変更等届出書」	特になし
② 希望施設や利用期間の変更		
③ 1か月以上の欠席		
④ 税の申告・更生		
⑤ 世帯員や氏の変更		《婚姻》 配偶者の保育の必要性の証明書類 《離婚調停中》 調停中であることが分かる書類
⑥ 保育を必要とする事由の変更		変更後の保育の必要性の証明書類
⑦ 利用申込みの取下げ	「保育所等利用申込み 取下げ届」	入所施設が決定している場合は、事前に施設に連絡してください。
⑧ 退所	「保育所等退所届」	事前に入所施設に退所する旨、退所する日をお伝えください。
⑨ 市外へ転出		継続して同施設に入所を希望する場合も必要です。

【注意事項】

- ・添付書類がない場合は、変更が受け付けられません。
- ・保育必要量の変更は、届出があった翌日以降になります。遡って変更することはできません。
- ・保育必要量の変更に伴う保育料の変更は、翌月分からになります。
（月途中の入退所の場合は、日割り計算を行います。）
- ・保育の必要性の事由に該当しなくなった場合や、届出をしなかった場合、特別な事由無く1か月以上登園しなかった場合は、実施解除（退所）となる場合があります。
- ・世帯員の変更や税の申告・更生があった場合は、事由の発生した翌月から変更となります。

現況調査

申請事項に変更がない場合であっても鹿屋市へ保育の必要性が継続している事を届け出る必要があります。書類の提出がない場合や、保育の必要性の事由に該当しない場合は、実施解除（退所）となる場合があります。

6月頃又は次年度申請の際（11月頃）に依頼します。

カンパチロウの質問⑥



Q.きょうだいで同時に保育施設を利用していますが、変更届や添付書類は子どもの人数分必要ですか？



A.変更届、添付書類は1部で構いません。

申請書及び現況届については、お子様おひとりずつの提出を依頼しておりますが、変更届や添付書類は世帯で1部で構いません。